

令和7年度第1回あきる野市図書館協議会 議事日程

- 1 日 時 令和7年8月7日（木） 午後2時
- 2 場 所 あきる野市中央図書館 2階 会議室
- 3 議 事
 - (1) 令和6年度実績報告について
 - (2) 令和7年度主な取組みの進捗状況について
 - (3) その他

会議の内容が個人情報に関する場合などは、非公開となる場合があります。

○あきる野市図書館協議会傍聴要領

(令和4年6月16日決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市図書館協議会設置条例（平成7年あきる野市条例第54号）に規定するあきる野市図書館協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の傍聴)

第2条 議長は、傍聴の希望があった場合において、適当と認めるときは、傍聴を許可する。

(会議の非公開基準)

第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、あらかじめ協議会に意見を聴き、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(開催の事前公表)

第4条 議長は、会議の全部又は一部を公開するときは、開催の日の1週間前までに、開催の日時、会場、主な検討予定案件の名称、傍聴の申込方法その他の必要事項を公表するものとする。

(会議資料の閲覧)

第5条 議長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料（第3条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を閲覧させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、図面、地図、写真、報告書、大量な会議資料その他閲覧に供することが困難である会議資料については、閲覧させないことができる。

(会議録の作成)

第6条 議長は、会議の終了後、速やかに当該会議に係る会議録（第3条第1号に該当する情報が記録されている部分を除く。）を作成する。

(傍聴者の決定等)

第7条 傍聴者の定員は、原則5人以内とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名等の必要事項を記入した傍聴申込書を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 傍聴券の交付は、先着順により会議開始時刻の20分前から会議の会場入口において行う。ただし、会議開始時刻の20分前に、会議を傍聴しようとする者が第1項に定める定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

6 傍聴者の会議の途中での入退室は、原則禁止とする。

(傍聴することができない者)

第8条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、笛、ラッパその他これらに類する物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりその他示威のために利用すると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 児童及び乳幼児
- (7) 前各号に定めるもののほか、円滑な会議運営に支障があると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てる等、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等など示威的行為をしてはならない。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場で食事及び喫煙をしてはならない。
- (6) 会場で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。
- (7) 会場で携帯電話その他の情報通信機器を使用してはならない。
- (8) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。
- (9) 傍聴により知り得た発言、委員の氏名、発言内容等を、インターネット、や広報誌等で公表してはならない。

(秩序の維持)

第10条 議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。

2 議長は、前項の規定による指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月16日から施行する。